

特定利用空港・港湾指定、 受け入れ撤廃を求める申入れ

名古屋港管理組合 広沢 一郎様

2022年に閣議決定をした「安保三文書」の国家安全保障戦略に基づき、防衛力強化のため自衛隊や海上保安庁が平時から利用できるようにする「特定利用空港・港湾」に、愛知県が管理する三河港（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）と、名古屋港管理組合が管理する名古屋港を指定し、県と名古屋港管理組合は受け入れを承認しました。このほか、中部国際空港も候補になっていると報道されています。

国家安全保障戦略には、「総合的な防衛体制の強化の一環として」「自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する」「あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う」と明記されています。

愛知県の考え方によると、「県の港湾法の範囲内の施設利用調整であり、自衛隊や海上保安庁の優先利用のためのものでなく、武力攻撃事態等の有事の際の枠組みとは異なる。」としていますが、「有事の際の対応も見据えた」と明記してあるように「有事」に対応するためのインフラ整備や機能強化を目的としていることは明らかです。同文章の自衛隊・海上保安庁の活動上のニーズによれば、海上保安庁は、「港湾施設等におけるテロ等の警戒、捜索救難・人命救助、国民保護等を実施。」自衛隊は「航空優勢を確保し、我が国に侵攻する部隊の接近・上陸を阻止状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開」とあり、まさに戦争の際に空港・港湾を使用することを目的にしていることは明らかです。

国と施設管理者の間の確認事項では、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）とありますが、政府は緊急性が高い場合の範囲に「存立危機事態」や、「重要影響事態」も含まれると回答をしています。このことは、2015年に成立した安保法制で可能とされた、日本が直接攻撃を受けなくても日本と密接な関係にある他国（米国など）が攻撃され、それが日本の存立を脅かすと認定された場合や、他国が海外で戦争を起こしそれが日本の平和と安全にとって重要な影響を与える場合に自衛隊が後方支援をするときも特定空港・港湾（道路も）使用できるということです。米軍は有事の際の空港や港湾の利用を重視し、緊急着陸や訓練の経由地を名目に民間空港・港湾の利用を増やしています。2023年には米軍機の民間空港

着陸が過去10年で最多の453回を数え、①屋久島（鹿児島県）72回、②熊本69回、③奄美67回、④名古屋51回、⑤種子島50回、⑥福岡43回などその7割が九州の民間空港に集中しています。

民生目的の施設への攻撃を禁止したジュネーブ条約追加第1議定書52条は、民生物であっても、それが「軍事活動に効果的に資するものとして使用されている」場合には、軍事目標になりうるとしています。民間の空港・港湾が平時から軍事訓練で使用され、緊急時から有事（戦時）に至るまで優先的に軍事活動に使用されるとなれば、攻撃対象になる危険性は高くなります。

戦前は地方自治という概念がなく、地方の行政機関は戦争に動員をしていくという役割を果たしました。戦後、この教訓から憲法に地方自治の章が設けられ、住民自治が取り入れられ、そのもとで港湾法や航空法などが作られ自治体の意向が国の政策に反映されるようになりました。「特定公共施設利用法」に基づき、自衛隊が空港や港湾や道路などを優先的に使用できるのは有事の時のみです。平時の利用については自衛隊の優先利用の法的根拠はなく、自治体の管理者との協議で決めることになっており、管理する管理者・自治体の合意がなければ指定できません。自治体は、その権限を最大限生かし、港湾や空港の軍事利用をさせないという明確な態度を示すべきです。

昨年10月に行われた、陸海空の3自衛隊（5万2300人）、米軍約5900人と豪軍約230人、車両約4180両、航空機約310機、艦艇約60隻を使い、有事や災害の際に陸海空の自衛隊を一元的に指揮する「統合作戦司令部」による運用能力を高めるための実動訓練「自衛隊統合演習（JX）」では、北海道から沖縄まで8空港と31港湾が使われ、名古屋港や三河港の蒲郡港でも自衛隊のミサイル部品や兵員や物資を運ぶ訓練が行われました。三河港や名古屋港は、愛知県や中部地区の産業を支える物流の拠点であり、中部国際空港も企業活動や市民生活を支えるための重要な国際拠点空港です。平時から軍事の利用されることは、空港や港湾の本来の目的に反することであり、県民の生命・財産を守る自治体の責務に反します。

以上の理由から、貴職に対し以下を要請します。

1. 愛知県三河港、名古屋港管理組合の名古屋港の「特定利用港湾」の指定を撤回してください。
2. 国との協議の内容について、広く県民に情報を公開し、県民や関係自治体やその他関係者への説明をしてください。
3. 三河港や名古屋港以外の「特定利用港湾・空港」の指定を拒否してください。